

表題部所有者の登記のお知らせ

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項の規定による登記を下記 5 及び 6 のとおり行う予定ですので、お知らせします。

令和 7 年 11 月 18 日

大分地方法務局中津支局 登記官 富 永 美 香

記

1 手続 番号	2 表題部所有者 不明土地に係る 所在事項	3 地目	4 地積 (㎡)	5 抹消する登記事項	6 登記すべき事項
3205 -2023 -0009	中津市耶馬溪町大 字金吉字ナル岩 1 6 8 8 番	雑種地	66	表題部所有者不明土地 の登記記録の表題部の 所有者欄に記録されて いる事項	表題部所有者として 登記すべき者がいない (令和元年法律第 15 号 第 14 条第 1 項第 4 号イ)
3205 -2023 -0010	中津市耶馬溪町大 字金吉字ナル岩 1 6 8 9 番	墓地	171	表題部所有者不明土地 の登記記録の表題部の 所有者欄に記録されて いる事項	表題部所有者として 登記すべき者がいない (令和元年法律第 15 号 第 14 条第 1 項第 4 号イ)
3205 -2023 -0012	中津市耶馬溪町大 字金吉字櫛木平 3 5 4 9 番	墓地	102	表題部所有者不明土地 の登記記録の表題部の 所有者欄に記録されて いる事項	表題部所有者として 登記すべき者がいない (令和元年法律第 15 号 第 14 条第 1 項第 4 号イ)
3205 -2023 -0013	中津市耶馬溪町大 字金吉字櫛木平 3 5 5 0 番	雑種地	26	表題部所有者不明土地 の登記記録の表題部の 所有者欄に記録されて いる事項	表題部所有者として 登記すべき者がいない (令和元年法律第 15 号 第 14 条第 1 項第 4 号イ)
3205 -2023 -0014	中津市耶馬溪町大 字金吉字櫛木平 3 5 5 1 番	墓地	102	表題部所有者不明土地の 登記記録の表題部の所有 者欄に記録されている事 項	持分 2 分の 1 表題部所有者として 登記すべき者がいない (令和元年法律第 15 号 第 14 条第 1 項第 4 号イ)